

地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通マスタープラン。

- 当初、現行計画について、平成30年度から令和5年度の計画期間として策定。
- 令和5年度に、深刻化する運転士不足に対応するため、現行計画の計画期間を2年間延長し、令和7年度までとした。
【延長期間内における取組】
 - ・ 運転士不足対策の実施 ⇒ 運転士不足対策事業
 - ・ 利用者維持のための待合環境整備⇒バス停上屋整備、バスまちスポット開設
- 現行計画が令和7年度をもって計画期間終了を迎えるため、令和7年度に新たな計画を策定。